

「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）」及び「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係告示の一部を改正する告示案（仮称）」に対する意見公募要領

令和2年11月27日  
大臣官房総務課

## 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされています。

（※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。）

これを踏まえ、今般、経済産業省が所管する省令において、押印を求めている手続等に関して押印を不要とするための所要の規定等の整備を行います。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

## 2. 意見公募の対象

「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）」及び「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係告示の一部を改正する告示案（仮称）」

## 3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省大臣官房総務課（東京都千代田区霞ヶ関 経済産業省本館11階）

## 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和2年11月27日（金）～令和2年12月10日（木）必着

<意見募集期間が30日未満である理由>

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、法令等により、国民や事業者等に対し押印等を求めている手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正を行うこととされていることを踏まえ、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続における押印を不要とする改正等を行うものについて、国民や事業者等の負担軽減、行政運営に係る手続の合理化等の観点から、可能な限り早期に改正を行う必要があります。

このため、本意見提出については、行政手続法（平成5年法律第88号）第40条第1項の規定に基づき、30日を下回る意見提出期間を設定し、意見の募集を行うと

したものです。

## **5. 意見提出先・提出方法**

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省大臣官房総務課 パブリックコメント担当 宛て

(3) F A X

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のF A X番号宛にお送り下さい。

F A X番号：(03) 3501-0541

(4) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：[kanbo-somu-public@meti.go.jp](mailto:kanbo-somu-public@meti.go.jp)

（電子メールの件名を「「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）」及び「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係告示の一部を改正する告示案（仮称）」に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

## **6. その他**

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

